

財 - 4 8 7  
平成16年10月6日

各 部 局 長  
各 委 員 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 長  
教 育 長 様  
警 察 本 部 長  
脳 血 管 研 究 セ ン タ ー 所 長  
リ ハ ビ リ セ ン タ ー ・ 精 神 医 療 セ ン タ ー 所 長  
企 業 局 長

総 務 部 長

#### 平成17年度当初予算の編成について（通知）

現在の地方財政を取り巻く環境は、引き続き大幅な財源不足が見込まれるとともに、過去の数次にわたる経済対策による公共事業の追加や減税等に伴う地方債の発行等により国、地方を合わせた長期債務残高が平成16年度末で700兆円を超える見込みであるなど、依然として厳しい状況にあります。

国の平成17年度予算概算要求基準では、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を踏まえ、歳出改革路線を堅持・強化し、基礎的財政収支の回復に向けた一層の努力を行うこととしているほか、地方財政については歳出全般について徹底した見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制するとともに地方交付税を抑制することとされております。

本県においても一部に緩やかな景気回復の動きが見られるものの、県税、地方交付税をはじめとする歳入全体での伸びが期待できないことから、依然厳しい財政状況にあります。

こうした中で、施策の重点化や徹底した経費節減等による行政運営の一層の効率化を図りながら、真に県民福祉の向上と県勢発展につながる予算を編成することとし、先の予算編成会議において、予算編成の基本方針（別紙「平成17年度当初予算編成方針」）、重点施策推進方針等が確認され、併せて各部局への配分額が決定されました。

各部局においては、現在策定中の「新行財政改革推進プログラム(仮称)」に基づく取り組みを視野に入れながら、県民のニーズに合った施策・事業に重点的に財源を振り向けていく積極的な予算編成をされるよう、次のとおり通知します。

なお、今年中に「三位一体の改革」の全体像が示されることとされておりますが、その内容によっては配分額の再調整を行うことがありますので留意してください。

また、来年4月は、知事の改選期にあたりますが、年間を通した施策・事業について所要額を積算して編成作業を行ってください。

## 第1 全般的な事項

### 1 予算編成プロセス

#### (1) 部局の主体的な予算編成

部局長は、重点施策推進方針に沿った部局予算編成方針を策定し、配分された一般財源の範囲内で通年予算の積算を行うものとする。

#### (2) 部局への配分額算定の考え方

部局に対する一般財源の配分額は、17年度一般財源の推計等を踏まえ、16年度当初予算における各部局の一般財源額に基づき算出した。

#### (3) 経費の区分

経費の区分は、次のとおりとする。

##### 経常経費

ア 人件費 …… 配分対象外経費

イ 公債費 …… 配分対象外経費

ウ 特別経費 …… 配分対象外経費

第3の1の(3)に規定する経費をいう。

エ 庁費的経費枠 …… 配分対象経費

ア～ウ以外の経費をいう。

##### 政策経費

ア 特殊経費 …… 配分対象外経費

第3の2の(1)に規定する経費をいう。

イ 公共事業関連経費枠 …… 配分対象経費

公共事業及び臨時債事業経費をいう。

ウ 環境枠 …… 配分対象経費

産業廃棄物税及び環境保全協力金を財源とする経費をいう。

エ 重点施策推進事業(継続)枠 …… 配分対象経費

重点施策推進方針に基づく継続事業に要する経費をいう。

オ 重点施策推進事業(新規) …… 配分対象外経費

重点施策推進方針に基づく新規事業に要する経費をいう。

カ 一般事業枠 …… 配分対象経費

ア～オ以外の経費をいう。

### 2 部局間調整

部局長は、施策を推進する上で関連する部局との連携を密にし、類似事業の調整を行うこと。なお、必要に応じ総務部長が部局間の調整を行う。

### 3 地域振興局関連予算

部局長は、地域振興局長がとりまとめた重点要望事項に配慮して予算編成を行うこと。

### 4 総務部による調整

総務部は、次に掲げる事項を調整する。

- (1) 特別経費及び特殊経費の精査
- (2) 重点施策推進事業(新規)の精査
- (3) 財源充当の確認(県債、基金繰入金、使用料及び手数料など)
- (4) 類似事業の部局間調整
- (5) 留意事項(第3の3)の確認
- (6) 重点施策推進事業(継続)及び一般事業のスクラップアンドビルドの確認
- (7) 事業費支弁人件費の確認
- (8) その他総務部長が必要と認める事項

### 5 配分枠間の財源移行

配分枠間の財源を移行できる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庁費的経費枠から一般事業枠又は重点推進事業(継続)枠への移行
- (2) 一般事業枠から重点推進事業(継続)枠への移行
- (3) 公共事業関連経費枠内での移行

### 6 補正予算の対応

補正予算での対応が必要となる事業等については、あらかじめ総務部と協議のうえ、配分された財源を留保しておくこと。

ただし、予測し得ない災害に対応する経費等特別の場合を除く。

### 7 行財政改革の推進

行政改革の確実な進捗を図るため、現在策定中の「新行財政改革推進プログラム(仮称)」を遵守すること。なお、当面の編成作業にあたっては、留意事項(第3の3)によること。

### 8 事務事業の評価

事業評価及び研究評価の対象となる事業については、評価結果を十分に踏まえ、予算編成に反映させること。

### 9 事業実施主体等との連携

市町村、民間等が実施主体となる事業については、事前に実施主体と十分調整を行

うとともに、市町村の財政負担を伴う事業の計画に当たっては、市町村課と協議すること。

#### 10 財政支援団体への対応

県が出資、補助又は貸付けを行っている各種団体に対しては、団体の事務事業の整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を要請するとともに、経営状況、事業内容、実績、効果等を十分に把握すること。

#### 11 職員数

職員数については、引き続き適正化に努め、新規事業等のため新たに増員を要する場合でも事務事業の削減又は実施方法の改善等により既定部門からの再配置により対応すること。

### 第2 歳入に関する事項

#### 1 県税

経済情勢や税制改正の動向及び地方財政計画の内容等に基づき、見込み得る年間収入額を適正に見積もること。

また、賦課徴収に当たっては、課税客体、課税標準等の的確な把握を行うとともに、徴収率の向上に努め、税負担の公平確保を図ること。

#### 2 地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金

17年度の地方財政計画等を踏まえて適正に見積もること。

#### 3 分担金及び負担金

受益に応じた適正な負担等について検討し、財源の確保を図ること。

#### 4 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、実態に即していないものや料率改定後3年を経過したものについて見直しを行うこと。

なお、条例改正を伴う手数料等の改定に当たっては、所要経費の実態や国の動向に十分留意すること。

#### 5 国庫支出金

「三位一体改革」による国庫補助負担金の廃止など、国の動向を的確に把握し、適正な見積もりをするよう特に留意すること。

#### 6 財産収入

数量、価格、料率等についての的確な検討を加えるとともに、適正な管理及び処分により財源の確保を図るよう努めること。

## 7 県債

17年度の地方債計画等の動向を十分勘案のうえ、適債事業を厳選し、充当可能額、地方財政措置等を適正に把握すること。

## 8 その他の収入

過去の実績、今後の見通しなどの検討のもとに的確に捕そくすること。

# 第3 歳出に関する事項

## 1 経常経費

### (1) 人件費

定員適正化計画等を踏まえ、各部局で所要額を見積もること。見積方法の詳細については、別途通知する。

### (2) 公債費

県債の償還見込み、新規発行見込み等に基づき、所要額を見積もること。

### (3) 特別経費

次の経費を特別経費とし、総務部と調整すること。

扶助費

県税交付金

共済組合償還金

定例会等応招旅費

法令により県が直接義務負担を負うもので次に該当するもの

ア 個別事業の16年度一般財源額が、16年度の各部局経常経費一般財源総額の5%を超えるもの

イ 個別事業の16年度一般財源額が、16年度の各部局経常経費一般財源総額の1%を超え、かつ、17年度において10%以上の増減が見込まれるもの

17年度単年度事業

### (4) 庁費的経費

配分された一般財源の枠内で見積もること。

## 2 政策経費

### (1) 特殊経費

次の経費を特殊経費とし、総務部と調整すること。

継続費設定済み事業（公共事業関連経費を除く。）

## 扶助費

公共事業関連経費以外で5年以内の事業費が10億円以上の大規模事業経費

法令により県が直接義務負担を負うもので次に該当するもの

ア 個別事業の16年度一般財源額が、16年度の各部局政策経費一般財源総額の5%を超えるもの

イ 個別事業の16年度一般財源額が、16年度の各部局政策経費一般財源総額の1%を超え、かつ、17年度において10%以上の増減が見込まれるもの

17年度単年度事業

災害復旧事業、災害関連事業

### (2) 公共事業関連経費

公共事業新規箇所選定システムの選定結果を踏まえ、配分された一般財源の枠内で見積もること。なお、一般財源と県債を合わせた地方負担額全体についても、同率で縮減すること。

### (3) 環境枠経費

生活環境文化部長は、関係部局の要求に基づき、総務部と調整すること。

### (4) 重点施策推進事業(継続)経費

配分された一般財源の枠内で見積もること。

### (5) 重点施策推進事業(新規)経費

総務部と調整すること。

### (6) 一般事業経費

配分された一般財源の枠内で見積もること。

## 3 部局の主体的な予算編成のための留意事項

### (1) 県単独補助金

事業の必要性等を考慮し、更なる縮減を図ること。

### (2) 貸付金

制度の必要性、貸付条件の見直し、廃止、統合、縮小、終期の設定等について検討すること。

### (3) 県単独委託費

随意契約に係る県単独委託費については、これまでの見直しを徹底し、その縮減に努めること。

### (4) 非常勤職員報酬

報酬額については、総務部と協議すること。

### (5) 臨時職員賃金

賃金総額の更なる縮減を図ること。

### (6) 車両購入

登録後13年以上経過かつ走行距離数13万km以上の車両を更新対象とし、新たに購入する場合も含め、総務部と協議すること。

#### 第4 継続費

継続費の設定については、総務部と協議すること。

#### 第5 債務負担行為

債務負担行為の設定は、将来の財政負担となるので、慎重を期すこと。

複数年にわたり、同一業者と工事請負契約、委託契約等を締結する必要がある場合は、透明性、競争性を確保し、コストの縮減に努めること。

債務負担行為の設定は、総務部と協議すること。

#### 第6 特別会計及び企業会計

特別会計については、総務部と調整すること。

企業会計については、独立採算を基本とし、引き続き徹底した経営の改善、合理化を推進するとともに、長期的見通しに立った適切な料金の改定を行うなど経営の健全化に努めること。

#### 第7 その他の事項

##### 1 見積書の作成

見積書の作成に当たっては、この編成通知のほか、別添「平成17年度当初予算見積書作成要領」によること。

##### 2 総務部長への見積書の提出期限等

(1) 経常経費見積書	10月27日
(2) 政策経費見積書(特殊経費)	11月12日
(3) 政策経費見積書(特殊経費を除く)	11月22日
(4) 環境枠経費の配分案	11月22日

##### 3 予算編成の日程

(1) 財政課担当ヒアリング	
・経常経費	10月27日以降
・政策経費(特殊経費)	11月12日以降
・政策経費(特殊経費を除く)	11月22日以降
(2) 財政課長調整	1月上旬(別途通知)
(3) 総務部長調整	1月中旬(別途通知)
(4) 知事査定	1月下旬(別途通知)

#### 4 その他の日程

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (1) 地域振興局の重点事項要望  | 10月21日       |
| (2) 部局編成方針の知事説明   | 10月28日、11月4日 |
| (3) 地域振興局関連予算知事説明 | 1月下旬(別途通知)   |

国の「三位一体の改革」の動向により、上記日程は大幅に変更となる可能性があります。